

第104回広島2人デモ

2014年7月25日（金曜日）18:00～19:00
毎週金曜日に歩いています 飛び入り歓迎です



There is no safe dose
of radiation

「放射線被曝に安全量はない」
世界中の科学者によって一致承認されています。

原発苛酷事故避難計画 そのものが憲法違反

身近なところで私たちの市民生活を 支える日本国憲法

日本国憲法の文言は、他の法律文書に比べればわかりやすく、一般日常で使用する日本語で十分理解できる内容です。その中身も矛盾がなく首尾一貫しています。なにより、憲法は偉い学者や弁護士先生を呼んでその講義を聞いて理解するなどといった性質のものではなく、私たちが日常生活で十分話題にし、話し合いながら理解していくべき日本の最高法規です。私ごとでも十分話題にすべき事柄です。

「集団的自衛権が現行憲法の下で認められるのか。そうした抽象的、観念的議論ではありません」といったのは、集団的自衛権行使は現行憲法下で容認されると閣議決定したその日の記者会見での安倍首相です。私と安倍首相とはこの点でも大きく憲法観が違います。安倍氏にとっては憲法について論じることは抽象的・観念的と捉えられているようですが、私にとっては抽象的・観念的どころか、具体的・実地的、現実的な事柄です。表1をご覧ください。憲法前文です。この前文のおかげで曲がりなりにも私たちが主権者で、首相などはいわば私たちの雇い人なのだ、私たちの基本的人権が一番大切な価値なのだ、ということがわかりますし、表2をご覧ください、第9条です。この条文のおかげで私たちは曲がりなりにもここ70年近く戦争をしないで済んだ、この条文のおかげで徴兵制のない国に生まれた私が一度も兵隊にならないで済み、人殺しをしないで済んだのです。後でも出てきますが1959年砂川判決で東京地裁の伊達裁判長は、憲法9条に関して「平和条約が発効し連合国の占領軍が撤収した後の軍備なき真空状態からわが国の安全と生存を維持するため必要」と述べていますが、それから50年以上経過し、この伊達裁判長の判定が正しかったことが証明されているといえましょう。憲法に関する議論は決して抽象的な話でも、観念的な話題でもないのです。

表3をご覧ください。これら条文のおかげで、私たちは自由に喋ったり、不十分とはいえ様々な社会的な恩恵、医療、教育、生活保護などを受けて、あるいは「オイ、こら式」の警察の扱いを受けないで生きていられます。毎週金曜日にこうやって広島市の繁華街をデモして歩いていますが、私たちが非常識でない限り、広島県の公安委員会は私たちの申請を拒否できません。これも憲法が保障する権利だからです。（第21条）日本には華族も貴族もありません。憲法が禁じているからです。（第14条）

数え上げればキリがありませんが、私たちは毎日の生活を憲法で護られているのです。私たちが憲法に対して負う義務は唯一つ「この憲法が国民に保障する自由及び権利は国民の不断的努力によって、これを保持しなければならない」（第12条）だけです。憲法を守るべきは「権力を持つ側」です。（表4参照のこと）それだけに私たちの目の前の憲法違反行為を見過ごすわけにはいきません。憲法違反行為を見過ごしたり、ましてやこれに手を貸したりすることは、自分で自分の首をしめることになるからです。

黙っていたら“YES”と同じ

広島2人デモはいてもたってもいられなくなった仕事仲間の2人が2012年6月23日からはじめたデモです。私たちは原発・被曝問題の解決に関し、どの既成政党の支持もしません。期待もアテもしません。マスコミ報道は全く信頼していません。何度も騙されました。また騙されるなら騙されるほうが悪い。私たちは市民ひとりひとりが自ら調べ学び、考えることが、時間がかかっても大切で、唯一の道だと考えています。なぜなら権利も責任も、実行させる力も、変えていく力も、私たち市民ひとりひとりにあるからです。

詳しくはチラシをご覧ください

私たちが調べた内容をチラシにしています。使用している資料は全て公開資料です。ほとんどがインターネット検索で入手できます。URL表示のない参考資料はキーワードを入力すると出てきます。私たちが素人です。ご参考にしていただき、ご自身で第一次資料に当たって考える材料にしてください。幸いです。

表1 日本国憲法前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、**政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。**そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、**平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。**われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。

表2 第二章 戦争の放棄

戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、**国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。**

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

表3 第三章 国民の権利及び義務

基本的人権

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、**侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。**

個人の尊重と公共の福祉

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、**公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。**

生存権と国民の生存権を守る国の義務

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

表4 第十章 最高法規

公務員の憲法尊重・遵守義務

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。

福井地裁判決に見る原発の違憲性

目の前の憲法違反を見過ごすことは、私たちが自分で自分の首を絞めることになる。その実例は、2011年3月11日の東電福島第一原発事故後、顕著になってきました。一言でいえば「原発・被曝問題」に見る憲法違反行為です。福島原発事故以降、たとえば年間被曝線量 20mSv 以上の避難基準、事故前に比べればはるかに大量の放射能を放出しつづける福島第一原発を政府として事実上放置していること、原子力緊急事態宣言（福島第一原発事故による）中であるにもかかわらず、現在停止中の原発を再稼働しようとしている政府・原子力規制委員会の動き、また「福島第一原発事故並」の苛酷事故が発生する可能性があるにもかかわらず（これは原子力規制委員会自身が認めるところで）、原発再稼働の規制基準を設定し再稼働を認めようとしていること、フクシマ事故並みの苛酷事故が発生する可能性は 1 炉あたり 100 万年に 1 回が努力目標といいながら、実際想定している苛酷事故はフクシマ事故並みの苛酷事故であり、その苛酷事故を想定した放射能からの避難を国民に押しつけようとしている政府・原子力規制委員会などなど、数え上げればきりが無い憲法違反行為が目前で堂々と犯されています。私はこれらを憲法が保障する基本的な人権（生存権、幸福追求権、人格権など）を侵害する憲法違反行為ではないか、と疑ってききましたが、2014 年 5 月 21 日関西電力の大飯原発 3・4 号機の運転に関して、福井地裁判所が、運転差し止め命令を出したその判決理由の中に法的根拠を見出すことができます。

原発が反憲法的存在であることの法理論

これまで広島 2 人デモで数回にわたって触れてきた同判決ですが、今回チラシでも触れないわけにはいきません。

同福井地裁判決を思い切って要約していえば、

- ① 憲法上の権利で最高価値を持つのは人格権である。（13 条、25 条）
- ② 原発に求められる要件は、万一の場合でも放射能の危険が国民に及ぶことがあってはならない。（リスクゼロ論）
- ③ ところが現在の原発は放射能の危険に関しリスクゼロではない。
- ④ よって放射能の危険に関しリスクゼロではない原発の運転は憲法違反である。
- ⑤ 中でも関電大飯原発は、その安全技術や設備が万全でないどころか、その安全性の担保は、無根拠な楽観論に基づいており、万一の危険、というよりも現実的な危険であり、運転停止を命ずる。

ということになります。

一見関電大飯原発のみにあてはめた判決ですが、その判決理由をよく読んでみると、放射能の危険に関して「リスクゼロ」ではない原発は、国民の人格権を侵害するがゆえに「憲法違反」であると述べていることになります。これまでは、原発の安全性については「安全か安全でないか」の科学技術論は、裁判所が判断できない領域だったのに対し、ポスト・フクシマ時代の裁判では、「原発が安全か安全でないか」の科学技術論争には決着が付き、「絶対安全はない、リスクゼロの原発はない」との科学技術上の合意が得られていることも、今回判決を生み出した大きな要因です。

憲法の番人であるべき最高裁が実は「権力の番犬」だった

しかし、福井地裁判決は日本の裁判所の最終判断ではありません。最終判断は最高裁判所ということになるのですが、また日本

の最高法規である憲法の番人は最高裁であるはずなのですが、その最高裁をはじめとする裁判所が、もっとも大事なところでは、憲法の番人というよりも「権力の番犬」として機能してきたことも、日本の市民の中に、憲法に対する信頼性を低下させ、憲法の権威に疑いをもたせることになったのも事実です。

その直近の実例では、衆参議員選挙の違憲を争う一連の裁判で、選挙自体が憲法違反であるにもかかわらず、選挙結果を有効としたり、あるいは「違憲状態」判決という名前の「判断停止宣言」をしたりしたことがあげられます。憲法を空洞化し、有名無実化してきた責任は裁判所、特に最高裁にあるのです。そのことを次に砂川事件判決に見ておきましょう。

表 5 大飯原発 3、4 号機運転差し止め請求事件 判決（要約）

主文

1. 被告（関西電力）は、各原告（大飯原発から 250km 圏内に居住する 166 名）に対する関係で、大飯原発 3 号機及び 4 号機の原子炉を運転してはならない。
2. 大飯原発から 250km 圏外に居住する 23 名の各原告の請求を棄却する。
3. 訴訟費用は、第 2 項の各原告について生じたものを同原告らの負担とし、その余を被告の負担とする。

理由

1 はじめに

ひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業に関わる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められて然るべき。当然の社会的要求であるとともに、生存を基礎とする人格権が公法、私法を問わず、すべての法分野において、最高の価値を持つとされる以上、本件訴訟においてもよって立つべき解釈上の指針である。

人格権は憲法上の権利（13 条、25 条）であり、人の生命を基礎とするものであるがゆえに、これを超える価値を他に見出すことができない。したがって人格権侵害の恐れがある時には、侵害行為の差止めを請求できる。

2 福島原発事故について

15 万人もの住民が避難を余儀なくされ、少なくとも入院患者など 60 名が命を失っている。劣悪な生活環境の中、これをはるかに超える人が命を縮めたことは想像に難くない。さらに原子力委員会委員長（近藤俊介氏）が福島原発から 250km 圏内に居住する住民に避難を勧告する可能性も検討した。避難しなくてはならない被曝線量について様々な見解があるにせよ、ウクライナ、ベラルーシ両国は今なおかつ広範囲に避難区域を定めている事実は、放射性物質による健康被害について楽観的な見方の上での最小限の避難区域でよいとする見解に重大な疑問を投げかけるものである。

3 本件原発（大飯原発）に求められるべき安全性

（1）原発に求められるべき安全性、信頼性は高度なものでなければならず、万一の場合でも放射性物質の危険から国民を守る万全の措置がとられなければならない。

原発は電気の生産を担うが、それは憲法上は経済活動の自由（憲法 22 条 1 項）に属すに過ぎず、人格権より劣位におかれる。かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められるのは当然である。本件訴訟においてはかような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのか判断の対象とされるべきである。福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しいと考えられる。

（2）現在原子力規制委員会の規制基準適合性審査が行われているが、審査の適否の観点からではなく、人格権の擁護という観点から裁判所の判断が行われるべきである。

5 本件原発（大飯原発）の安全性

国民の生存を基礎とする人格権を本件原発放射性物質の危険から守るという観点にたつと、大飯原発の安全技術及び設備は万全ではないというに止まらず、むしろ無根拠な楽観論に基づく脆弱なものと認めざるをえない。

<資料出典「大飯原発 3、4 号機運転差し止め請求事件判決要旨」（2014 年 5 月 21 日福井地裁）>

最高裁が権力と結託して生み出した砂川事件最高裁判決

表 6	砂川事件 第一審判決
1959 年 3 月 30 日 東京地方裁判所：伊達秋雄裁判長 清水春三裁判官、松本一郎裁判官	
主文： 被告人坂田茂、同菅野勝之、同高野保太郎、同江田文雄、同土屋源太郎、同武藤軍一郎、同椎野徳蔵はいずれも無罪	
理由：	
(1) 被告らは、日米安保条約第 3 条に基づく行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法及び土地収用法によって、米軍立川飛行場拡張工事測量中に、正当な理由がないのに、右境界柵の破壊された箇所から米軍が使用する区域（立川飛行場内）に深さ 4、5 米にわたって立ち入った。	
(2) 上記事実は日米地位協定に基づく刑事特別法（以下刑事特別法と略称する。）第 2 条に該当するが、これに対応する一般刑法規としては、軽犯罪法第 1 条第 32 号に規定を見出すことができ、従つて刑事特別法第 2 条は右の軽犯罪法の規定と特別法、一般法の関係にあるものと解することができる。刑事特別法第 2 条は軽犯罪法に比べて懲役 1 年以下または 2000 円以下の罰金と重い。この違いは、日米地位協定に基づく刑事特別法の法益を一般法による国民の利益より手厚く保護している。そこでもし米軍の日本駐留が憲法に違反するものでなければ、刑事特別法の法益は有効であるが、米軍の日本駐留が憲法違反であれば、刑事特別法第 2 条の規定は憲法第 31 条（「何人も法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない」）の規定に違反する無効な条文となる。	
(3) 日本国憲法はその第 9 条において、 国家の政策の手段としての戦争、武力による威嚇又は武力の行使を永久に放棄したのみならず、国家が戦争を行う権利を一切認めず、且つその実質的裏付けとして陸海空軍その他の戦力を一切保持しない と規定している。 同条は、自衛権を否定するものではないが、 侵略的戦争は勿論のこと、自衛のための戦力を用いる戦争及び自衛のための戦力の保持をも許さないとするものであつて、この規定は「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうに」（憲法前文第 1 段）しようとするわが国民が「恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想（国際連合憲章もその目標としている）世界平和のための国際協力の理想」を深く自覚（憲法前文第 2 段）した結果、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を維持しよう」（憲法前文第 2 段）とする。即ち戦争を国際平和と団体に対する犯罪とし、その団体の国際警察軍による軍事的措置等、現実的にはいかに譲歩しても右のような国際平和と団体を旨としている国際連合の機関である安全保障理事会等の執る軍事的措置等を最低線としてこれによつてわが国の安全と生存を維持しようとする決意に基くものであり、単に消極的に諸外国に対して、従来のわが国の軍国主義的、侵略主義的政策についての反省の実を示さんとするに止まらず、正義と秩序を基調とする世界永遠の平和を実現するための先駆たらんとする高遠な理想と悲壮な決意を示すものといわなければならない。…平和条約が発効し連合国の占領軍が撤収した後の軍備なき真空状態からわが国の安全と生存を維持するため必要であり、自衛上やむを得ないとする政策論によつて左右されてはならないことは当然である。	
(4) 米軍駐留は、わが国に対する武力攻撃を防禦するため、わが国がアメリカ軍の配備を要請し、同国がこれを承諾した結果、極東における国際の平和と安全の維持及び外部からの武力攻撃に対するわが国の安全に寄与し、且つ 1 又は 2 以上の外部国による教唆又は干渉によつて引き起されたわが国内における大規模な内乱、騒擾の鎮圧を援助する目的でわが国内に駐留するものであり（日米安全保障条約第 1 条）、アメリカに対してこの目的に必要な国内の施設及び区域を提供しているのである（行政協定第 2 条第 1 項）。従つて米軍の駐留を許容したわが国政府の行為は「 政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起きないようにすることを決意 」した日本国憲法の精神に悖るのではないかとする疑念も生ずる。	
(5) 外部からの武力攻撃に対する自衛に使用する目的で米軍駐留を許容することは、指揮権の有無、合衆国軍隊の出動義務の有無に拘らず、日本国憲法第 9 条第 2 項前段によつて禁止されている陸海空軍その他の 戦力の保持に該当するものといわざるを得ず、憲法は米軍駐留を許していない といわざるを得ない。	
(6) 米軍駐留が憲法第 9 条第 2 項前段に違反し許すべからざるものである以上、米軍の施設又は区域内の平穩に関する法益が一般国民の同種法益と同様の刑事上、民事上の保護を受けることは格別、特に後者以上の厚い保護を受ける合理的な理由は何等存在しない。国民に対して軽犯罪法の規定よりも特に重い刑罰をもつて臨む刑事特別法第 2 条の規定は、前に指摘したように何人も適正な手続によらなければ刑罰を科せられないとする憲法第 31 条に違反し無効なものといわなければならない。	
(7) よつて被告は無罪。	

「憲法 76 条の 3」には次のようにあります。「**すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される**」それは当然でしょう。裁判官が良心と憲法以外のなにかに拘束されて判決を行えば、それはその国には司法は事実上存在しないことになります。実際に、裁判官が、しかも最高裁判所長官が、憲法 76 条違反を犯した実例があります。それが砂川事件最高裁判決です。

砂川事件は、東京地裁判決理由の中に端的に述べられています。「米軍立川飛行場拡張のための測量中に、**これに反対するデモ隊が境界柵を壊し、デモ隊のうち 7 名が**柵を越えて米軍基地敷地内に 4-5 ㍍立ち入った」という事件です。（表 6「理由」1 を参照のこと）この事件そのものは 1957 年 7 月 8 日に発生しました。

検察は、「日米地位協定に基づく刑事特別法第 2 条に違反するとして 7 名を告発しました。ところが被告の罪状は、一般には軽犯罪法第 1 条違反であり、ちょっとした弾みで他人の家の敷地内に 4-5 ㍍侵入して制止された、という程度の犯罪に過ぎません。ところが刑事特別法第 2 条は、これに懲役 1 年以下あるいは罰金か科料で 2000 円以下、という不釣り合いに重い刑罰を当てています。

全員無罪の一審東京地裁「伊達判決」

この事件に関して東京地裁（伊達秋雄裁判長）は、1959 年 3 月 30 日に「全員無罪」を言い渡します。その判決理由は表 6 の (3) から (6) に要約しておきましたので、お読みいただきたいと思うのですが、大ざっぱに言って「伊達判決」は次のような論理構成をもっています。

- ① 該当する「日米地位協定に基づく刑事特別法」は日米安全保障条約第 3 条に基づく日米地位協定が根拠法である。
- ② この刑事特別法第 2 条の罰則は、同種の国内法である軽犯罪法第 1 条に比較して特別に重い。これは米軍駐留の法益の方を国民の利益よりも手厚く保護している。
- ③ この刑事特別法が妥当であるかどうかは、その根拠法である日米安保条約に基づく米軍駐留が、憲法に違反しているかどうか依存する。
- ④ それは駐留米軍が、憲法 9 条 2 項で保持が禁止されている戦力であるかどうか依存する。
- ⑤ 結論として駐留米軍は戦力であり、その駐留は憲法違反である。憲法違反行為に基づく「日米地位協定に基づく刑事特別法」も憲法違反であり無効、よつて被告は全員無罪

憲法 9 条は安全と生存を維持するために必要

注目されるのは伊達判決が、憲法 9 条を、日本が独立し、連合国（国連）占領軍が撤収したあとの「**軍備なき真空状態からわが国の安全と生存を維持するために必要**」と述べ、さらにこれは日本の基本方針なので「**自衛上（米軍駐留を）やむを得ないとする政策論によつて左右されてはならないことは当然である**」と述べていることです。沖縄負担軽減以前に日米安保条約に基づく米軍駐留が憲法に違反しているのではないかと、という現在でも有効な問題提起となっています。

【資料出典】京都産業大学法学部・「憲法学習用基本判決集」の「砂川事件」。なお要約・抜粋は哲野イサク。http://www.cc.kyoto-su.ac.jp/~suga/hanrei/96-1.html#shubin

「米軍駐留は憲法違反ではない」とする最高裁判決

こうして無罪判決が出された「砂川事件」ですが、当初から米軍の駐留をめぐる政治色の強い裁判となりました。この後の経過は、日本語ウィキペディア『砂川事件』の優れた記事を抜粋引用します。

「東京地裁は、日本政府がアメリカ軍の駐留を許容したのは、指揮権の有無、出動義務の有無に関わらず、日本国憲法第 9 条 2 項前段によって禁止される戦力の保持にあたり、違憲である。したがって、刑事特別法の罰則は日本国憲法に違反する不合理なものである、と判定し、全員無罪の判決を下した（伊達判決）。これに対し、検察側は直ちに最高裁判所へ跳躍上告している」

飛躍上告というのは、通常であれば、地裁から高裁、高裁から最高裁となるべきプロセスを、地裁からいきなり最高裁へ上告することだそうです。記事の抜粋引用を続けます。

「最高裁判所（大法廷、裁判長・田中耕太郎最高裁判所長官）は、1959 年 12 月 16 日、憲法第 9 条は日本が主権国として持つ固有の自衛権を否定しておらず、同条が禁止する戦力とは日本国が指揮・管理できる戦力のことであるから、外国の軍隊は戦力にあたらない。したがって、アメリカ軍の駐留は憲法及び前文の趣旨に反しない。他方で、日米安全保障条約のように高度な政治性をもつ条約については、一見してきわめて明白に違憲無効と認められない限り、その内容について違憲かどうかの法的判断を下すことはできない（統治行為論）として原判決を破棄し地裁に差し戻した」

駐留アメリカ軍は超憲法的な存在

この時の最高裁の論理構成は表 7 にしておきました。他国の軍隊の駐留は戦力ではない、なぜならば外国の軍隊（駐留米軍）に対して、日本は指揮・管理権がないからだ、という理論です。**日本の領土にある外国の軍隊に対して指揮・管理権がない、ということは日本が主権を放棄するということです。**つまり外国の軍隊は超憲法的な存在だから、憲法の枠外で論じるべきだ、という理屈になります。最高裁の憲法軽視もここに至って頂点に達します。さらに、最高裁判決は「統治行為論」を展開します。統治行為論とは、国家の行為については、法律上の争訟として裁判所による法律判断が可能であっても、これゆえに司法審査

の対象から除外すべきとする理論、のこたさうで、ここでいう国家＝政府の行為については、裁判所はその合憲判断を遠慮しなさい、という意味になります。**これは国家＝政府が、憲法違反を犯しているかどうかは司法は判断しない、とする「判断停止宣言」**でもあります。これは、もっとも重大な憲法違反行為を犯す可能性が高いのは、国家権力だ、それを正す最高の権威は最高裁判所だ、とする日本国憲法の本質から見ると、最高裁判所の任務放棄宣言だということになります。なお、表 7 判決要旨の「3.」でいう「98 条第 2 項」とは、「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に違反する法律、命令、詔勅、及び国務に関するその他の行為の全部または一部は、その効力を有しない」に続く文言で「日本国が締結した条約及び確立した国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」という文言を指します。

砂川事件の最終判決、被告は全員有罪

「田中（裁判長）の差し戻し判決に基づき再度審理を行った東京地裁（裁判長・岸盛一）は 1961 年 3 月 27 日、（被告を有罪とし）罰金 2000 円の有罪判決を言い渡した。この判決につき（被告の）上告を受けた最高裁は 1963 年 12 月 7 日、上告棄却を決定し、この有罪判決が確定した」（同日本語ウィキ）

この時東京地裁で差し戻し有罪判決を行った岸裁判長はその後出世し、のちに東京高等裁判所長官、最高裁判所事務総長を歴任、1971 年 4 月には最高裁判所判事に就任します。

これが砂川事件の顛末です。しかし田中耕太郎裁判長が、その判決の中身はどうあれ、冒頭に引用した憲法 76 条の 3 の規定、「すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される」に従って判決を下したのなら、それも又やむを得ません。

砂川事件最高裁判決は自ら憲法違反判決だった

ところが、そうではなく田中耕太郎裁判長は、良心に従って判決を出したどころか、日本に自国軍を駐留させたいアメリカ側や日米安保条約体制を堅持したい岸信介内閣（当時。岸信介氏は現在の安倍晋三首相の祖父にあたります）の要人と事前に相談、根回しを行った上で、砂川事件最高裁判決を下した、いいかえれば最初から政治権力におもねった、憲法違反判決（憲法 76 条違反）であったことが後に明らかになります。信じがたい、また信じたくない話ですが、それを次に見てみましょう。

駐日アメリカ大使の「伊達判決」介入

「機密指定を解除されたアメリカ側公文書を日本側の研究者やジャーナリストが分析したことにより、2008 年から 2013 年にかけて新たな事実が次々に判明している。

まず、東京地裁の“米軍駐留は憲法違反”との判決を受けて当時の駐日大使ダグラス・マッカーサー 2 世が、同判決の破棄を狙って外務大臣藤山愛一郎に最高裁への跳躍上告を促す外交圧力をかけたり、最高裁長官・田中と密談したりするなどの介入を行っていた。跳躍上告を促したのは、通常の控訴では訴訟が長引き、1960 年に予定されていた条約改定（日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約から日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約へ）に反対する社会党などの『非武装中立を唱える左翼勢力を益するだけ』という理由からだ。そのため、1959 年中に（米軍合憲の）判決を出させるよう要求したのである」（同日本語ウィキ「最高裁判決の背景」）

表 7 砂川事件 最高裁判決

1959 年 12 月 16 日最高裁判所大法廷：田中耕太郎裁判長（最高裁判所長官）小谷勝重裁判官 島保裁判官 斉藤悠輔裁判官 藤田八郎裁判官 河村又介裁判官 入江俊郎裁判官 池田克裁判官 垂水克己裁判官 河村大助裁判官 下飯坂潤夫裁判官 奥野健一裁判官 高橋潔裁判官 高木常七裁判官 石坂修一裁判官

反対意見：なし

判決：原判決を破棄し地裁に差し戻す。

判決要旨：

1. 憲法 9 条は、わが国がその平和と安全を維持するために他国に安全保障を求めることを、何ら禁ずるものではないのである。
2. 条約について裁判所が違憲審査権を行使する場合は、一見極めて明白に違憲無効であると認められないか否かに限って審査すべきである。（統治行為論）
3. 米軍駐留は、憲法 9 条、98 条 2 項および前文の趣旨に適合こそすれ、これらの条章に反して違憲無効であることが一見極めて明白であるとは、到底認められない。

砂川事件 最終判決

1961 年 3 月 27 日 東京地方裁判所（岸盛一裁判長）
判決：罰金 2000 円の有罪判決
1963 年 12 月 7 日 最高裁は上告棄却、有罪判決確定

【資料参照】日本語ウィキペディア『砂川事件』

新原昭治氏が2008年4月に証拠を発見

表8が当時の様子を伝える共同通信の記事です。同記事によれば、当時の駐日アメリカ大使が日本政府に圧力をかけたり、最高裁長官田中耕太郎氏に接触して最高裁判決をねじ曲げたりする圧力をかけたことを裏付ける文書が発見したのは、日米関係史研究者の新原昭治氏だった、ということです。

…これについて、同事件の元被告人の一人が、日本側における関連情報の開示を最高裁・外務省・内閣府の3者に対し請求したが、3者はいずれも「記録が残されていない」などとして非開示決定。不服申立に対し外務省は「関連文書」の存在を認め、2010年4月2日、藤山外相とマッカーサー大使が1959年4月におこなった会談についての文書を公開した。

…また田中自身が、マッカーサー大使と面会した際に「伊達判決は全くの誤り」と一審判決破棄・差し戻しを示唆していたこと、上告審日程やこの結論方針をアメリカ側に漏らしていたことが明らかになった。ジャーナリストの末浪靖司がアメリカ国立公文書記録管理局で公文書分析をして得た結論によれば、この田中判決はジョン・B・ハワード国務長官特別補佐官による“日本国以外によって維持され使用される軍事基地の存在は、日本国憲法第9条の範囲内であって、日本の軍隊または「戦力」の保持にはあたらない”という理論により導き出されたものだという。当該文書によれば、田中は駐日首席公使ウィリアム・レンハートに対し、「結審後の評議は、実質的な全員一致を生み出し、世論を揺さぶるものとなる少数意見を回避するやり方で運ばれることを願っている」と話したとされ、最高裁大法廷が早期に全員一致で米軍基地の存在を「合憲」とする判決が出ることを望んでいたアメリカ側の意向に沿う発言をした。

…田中は砂川事件上告審判決において、「かりに…それ（駐留）が違憲であるとしても、とにかく駐留という事実が現に存在する以上は、その事実を尊重し、これに対し適当な保護の途を講ずることは、立法政策上十分是認できる」、あるいは「既定事実を尊重し法的安定性を保つのが法の建前である」との補足意見を述べている。…。

表9が、砂川事件で当時の駐日アメリカ大使の裁判介入に関する証拠文書を日本政府が開示した時のことを伝える共同通信の記事です。中で弁護士の1人が「米公文書で知っていることばかり」とコメントしています。

表10が、砂川事件でアメリカ側と密接な打ち合わせをし、予定している「一審破棄」の最高裁判決を事前にアメリカ側に漏らした田中耕太郎最高裁長官の言動を記載したアメリカ側の文書の発見を伝える共同通信の記事です。記事はこの発見はジャーナリストの末浪靖司氏によってなされた、と伝えています。

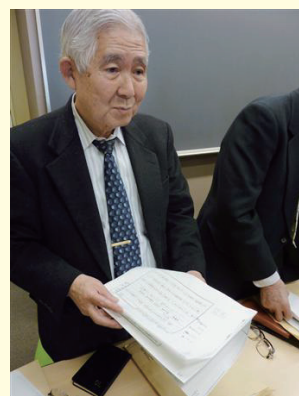
話は当然これで終わりません。2014年6月砂川事件の被告だった4人が、有罪判決の取り消し（免訴）を求めて東京地裁に再審請求をしたのです。（表11参照のこと）

福井地裁判決を第2の「砂川事件最高裁判決」にしないこと

この再審請求自体、場合によれば、「米軍駐留は憲法違反」に発展しうる極めて興味ある裁判となりますが、今ここでの興味は、先日の福井地裁の判決との関連です。これまで見たように日本の最高裁判所は「憲法の番人」というよりも「権力の番犬」といった方が適切です。「原発リスクゼロでなければ憲法違反」とする福井地裁判決は、高裁、最高裁と上級審に上がるにつれ、「事情判決の法理」「統治行為論」などといった屁理屈を使って、福井地裁判決をひっくり返す可能性が大きい、といわざるを得ません。それには電力会社側や政府、あるいは自民党との密談は当然ある、

表8 「米軍違憲」破棄へ圧力 砂川事件、公文書で判明

米軍の旧立川基地の拡張計画に絡む「砂川事件」をめぐる、1959年3月に出された「米軍駐留は憲法違反」との東京地裁判決（伊達判決）に衝撃を受けたマッカーサー駐日米大使（当時、以下同）が、同判決の破棄を狙って藤山愛一郎外相に最高裁への「跳躍上告」を促す外交圧力をかけたり、最高裁長官と密談するなど露骨な介入を行っていたことが29日、機密指定を解除された米公文書から分かった。



外務省の開示文書を手に記者会見する「砂川事件」元被告の土屋源太郎さんは8日午後、東京・神田駿河台の明治大学

「米軍駐留違憲判決」を受け、米政府が破棄へ向けた秘密工作を進めていた真相が初めて明らかになった。内政干渉の疑いが色濃く、当時のいびつな日米関係の内実を示している。最高裁はこの後、審理を行い、同年12月16日に1審判決を破棄、差し戻す判決を下した。

公文書は日米関係史を長年研究する専門家の新原昭治氏が今月、米国立公文書館で発見した。（共同）

2008/04/29 20:58 【共同通信】

【引用典】<http://www.47news.jp/CN/200804/CN2008042901000464.html>

表9 元被告ら“米工作”開示文書公表 砂川事件

米軍旧立川基地の拡張計画をめぐる「砂川事件」で、米軍駐留を違憲とした1959年の東京地裁判決（伊達判決）直後、米側が判決破棄を狙い日本政府に持ち掛けたとされる会談の関連文書を開示された同事件の元被告らが8日、東京都内で記者会見し、文書の内容を公表した。

2008年に見つかった米公文書の内容と大筋で一致。会談の存在や内容が日米双方の文書で裏付けられたが、米公文書にある、米側が判決を正すために日本政府に迅速な行動を取る重要性を強調した部分などは含まれていなかった。

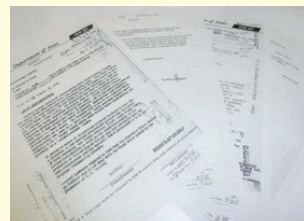
外務省との窓口となってきた弁護士は「米公文書の方が内容豊富。今回は目新しさがない」と指摘。元被告の一人、土屋源太郎さん（75）＝静岡市＝は「最重要な部分は記録に残さなかったか別に存在すると推測でき、外務省は公開しやすい部分だけを公開したとも考えられる。この会談録1通しかないとは思えず、さらに開示を求めたい」と話している。

2010/04/08 19:28 【共同通信】

【引用典】<http://www.47news.jp/CN/201004/CN2010040801000768.html>

表10 最高裁長官「一審は誤り」 砂川事件、米大使に破棄を示唆

米軍旧立川基地の拡張計画をめぐる、1957年に起きた「砂川事件」で、米軍駐留を違憲とした東京地裁判決（伊達判決）を破棄した最高裁の田中耕太郎長官（当時、以下同）がマッカーサー駐日米大使と会談し「伊達判決は全くの誤りだ」などと判決の見通しを示唆していたことが17日、分かった。



発見された「砂川事件」に関する米公文書のコピー

外交問題に詳しいフリージャーナリスト末浪靖司氏が2011年9月、米公文書館で、機密指定を解除された公文書に会談内容が書かれているのを見つけた。末浪氏によると、内容に踏み込んだ文書が見つかったのは初めてとみられる。

2013/01/17 18:32 【共同通信】

【引用典】<http://www.47news.jp/CN/201301/CN2013011701001667.html>

表11 砂川事件元被告ら4人が再審請求 「集団的自衛権容認に抗議」

米軍旧立川基地の拡張計画をめぐる1957年の「砂川事件」の元被告土屋源太郎さん（79）ら4人が17日、一審無罪判決を最高裁が破棄して差し戻した後の有罪判決は誤りだとして、免訴を求め、東京地裁に再審請求した。

一審の東京地裁判決（伊達判決）は駐留米軍を憲法9条が禁じた「戦力」に当たると判断したが、最高裁は「戦力に該当しない」とし、日米安保条約については「司法審査権の範囲外」とした。

安倍政権や自民党は、最高裁判決を集団的自衛権行使容認の論拠の一部にしている。記者会見した土屋さんは「行使容認の動きに抗議するため、急いで国会会期中に請求した」と話した。

2014/06/17 19:43 【共同通信】

【引用典】<http://www.47news.jp/CN/201406/CN2014061701001931.html>

と考えるのが自然でしょう。福井地裁判決を第2の砂川事件（実際には“第N”かも知れませんが）にしないための監視が必要でしょう。

さて福井地裁判決の精神を踏まえれば、放射能の危険に関し
て「リスクゼロ」でない原発を運転することは人格権侵害の「憲
法違反」ということになります。そして、現在の原子力規制委
の「科学的技術的」見解、放射能の危険に関し「リスクゼロはない」
という見解に基づいて進められている審査基準（規制基準適合性
審査の基準）そのものが憲法違反の基準ということになります。
まさに一つの憲法違反が次の憲法違反を生む負の連鎖反応で、
原発再稼働のための規制基準が憲法違反ならば、それと車の両
輪の役割をもつ「原子力災害対策指針」もまた憲法違反です。
というのは、原発は苛酷事故を起こすものと想定して、その対
処を指針として政府や地方自治体に義務づけているからです。
(なぜ私たちが、たかだか原発のために、副作用が強く健康を損ねるこ
とがわかっている安定ヨウ素剤を服用したり、避難したりしなければなら
ないのでしょうか?)

原子力災害対策指針は 憲法違反前提の法令

ところが原子力災害対策指針は原発が憲法違反を犯すことを前提にした法令です。図 1 は 2013 年 9 月原子力規制庁が公表した「原子力災害対策指針の主なポイント」と題する資料からの引用です。ここでは、原発がフクシマ事故並の苛酷事故を起こすことを想定して、緊急時活動レベル (Emergency Action Level=EAL) を 3 つのレベルに分類しています。次に原子力災害を 3 つの緊急事態段階に分けています。

- ①**警戒事態**－原発が炉心溶融し放射能が炉外に放出される
危険がある段階
- ②**施設敷地緊急事態**－放射能が敷地内に放出される段階
- ③**全面緊急事態**－いよいよ放射能が敷地外に放出される段
階

の 3 段階です。そしてたとえば、原発のある都道府県で震度 6 弱の地震が発生すれば、それは警戒事態だ、ということです。そして警戒事態は全面緊急事態に発展する可能性があるということです。(図 2 参照のこと)

読んでいるとこちらの頭がおかしくなりそうです。常識的に考えれば、「全面緊急事態」の危険性がある原発を運転しなければいいじゃないか、と思うのですが、ここまで麗々しく書かれると、「いや、ここに書いてあることが正論で、私の頭がおかしいのだ」とつい思ってしまいがちです。おかしくなりそうな私たちの頭を正気に戻してくれるのが、福井地裁判決です。

「万一の場合でも放射性物質の危険から国民を守る万全の措置がとられていなければならない」

それであれば憲法違反だということです。なるほど今私が読んでいる文書は「憲法違反文書」なのだという視点を自分の中で確立し、やっと正気に戻ることができるのです。

こうして原子力災害対策指針自体が憲法違反文書という「視座」さえしっかり確立しておけば、「各防護措置及びその判断基準となる OIL」などという文書（図 3 参照のこと）に動揺することはありません。OIL は「Operational Intervention Level」の頭文字で、日本語で言えば「運用上介入レベル」となります。運用するのは、原発を推進し原発を運転する側です。介入するのも原発を推進し原発を運転する側です。つまり運用も介入も原発を推進する側なのです。

なんのことはない、自分で火をつけておいて火事になりそうになると、大変だとばかりポンプをもってくる典型的な「マッチ・ポンプ式」のいい方が、OIL なのです。「OIL」などというコケ脅しないい方にも動じる必要はありません。ともかく「OIL1」は、即時避難なのだそうです。「介入」が「避難」ならば、最初から原発を動かすなよ、といいたくなります。さらに「OIL2」は1週間以内に「一時移転」することなのだそうです。これも「避難」と「一時移転」はどう違うのか、全く理解に苦しむところですが、憲法違反行為を正当化するこじつけだ、達観すれば、避難も一時移転も言葉のアヤで同じ意味だとすぐにわかります。要するに「全面緊急事態」(図2 参照のこと)になれば「逃げなさい」と言っているに過ぎません。

图 1

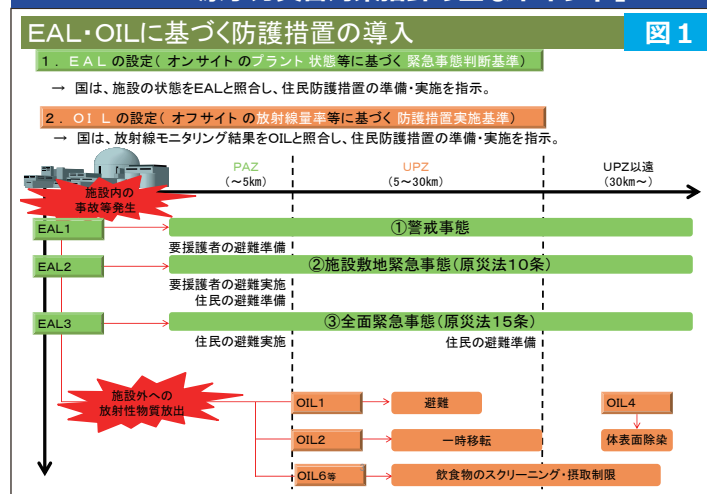


图 2

緊急事態区分	主なEAL
警戒事態	・原子力施設立地道府県において震度6弱以上の地震 ・原子力施設立地道府県において大津波警報 ・東海地震注意情報
施設敷地緊急事態	・原子炉冷却材の漏えい ・全ての交流電源喪失(5分以上継続) ・原子炉停止中に全ての原子炉冷却機能喪失
全面緊急事態	・全ての非常用直流電源喪失(5分以上継続) ・非常停止の必要時に全ての原子炉停止機能喪失 ・敷地境界の空間放射線量率が$5\mu\text{Sv/h}$(10分以上継続)

图 3

基準名	基準の概要	防護措置の概要
OIL1	避難基準	数時間内目途に区域を特定し、避難。
OIL4	除染基準	避難者等をスクリーニングし、基準を超える場合に除染。
OIL2	一時移転基準	1日内目途に区域の特定等を行い、1週間内目途に一時移転。
飲食物に係るスクリーニング基準	飲食物中の放射性核種濃度の測定地域の特定基準	数日内目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定区域を特定。
OIL6	飲食物摂取制限基準	1週間内目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定等を行い、基準を超えるものについて摂取制限。

【資料出典】「原子力災害対策指針の主なポイント」2013年9月原子力規制庁より2・3・4P
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/genshiryoku/dai32/sankou7.pdf>

肝心の避難計画は一篇の作文に過ぎない

こうして「原子力災害対策指針」の中心的話題は、全面緊急事態が発生した時、それも日本全国にある原発がフクシマ事故並の苛酷事故を起こした場合を想定した避難計画作りということになります。避難計画といっても、8 頁から 11 頁をご覧ください。ただればわかるのですが、各原発から 30km 圏人口、あるいは放射能ブルームを想定した 50km 圏までの市民の避難は、その数を考えれば、計画作りの困難には想像を絶するものがあります。しかも原子力災害対策指針によれば、原子力災害発生時、住民の放射線防護について第一義的に責任を持つのは、各自治体であり、国は支援するのであって第一義的な責任を負わないのです。つまり避難計画作りは各自治体の責任であり、その実効性も自治体が責任を負わなくてはなりません。

原発再稼働承認の決定権を持つのは政府、苛酷事故が起こった時の住民防護に責任を持つのは各自治体と、国は自らの再稼働承認の決定権に見合う責任を免除しているのが現実です。

8 頁から 10 頁にかけて掲載している図が、原子力規制委員会が参考資料として提示している各商業用原発 50km 圏までの避難対象住民人口です。たとえば 8 頁の「東海第二原発」を見てみましょう。30km 圏人口は 93 万 1537 人、放射能ブルームまで考えて 50km 圏を想定すれば 148 万 7833 人ということになります。またこのほど規制基準適合性審査に係わる「評価書案」ができあがり、再稼働に一番近いと見られる鹿児島県の川内原発では、30km 圏で 23 万 2118 人ですが、50km 圏となると鹿児島市地域が含まれますので一挙に 106 万 5835 人に膨れあがります。それでも原子力災害対策指針では、再稼働の前提条件として各自治体の避難計画作成を義務づけていますので、作文であろうがなかろうが、避難計画を作らなければなりません。そこで、内閣府と消防庁連名の「地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアル」を各自治体に配布しなくてはならなくなります。（図 4 参照のこと。左が市町村分で右が県分です）

内容は寸分変わらず、違うのは避難人数、避難経路、避難先

こうしたマニュアルを参照しながら各県や各市町村の担当者は鉛筆なめなめ「地域防災計画（原子力災害対策編）」なるものを作成するわけですが、各県・各市町村とも内容が寸分変わらず、違うのは避難人数、避難経路、避難先だけとならざるをえません。図 4-2 は避難計画マニュアル（県分）の 1 頁目を抜き出したものです。「○○県の地域に係わる原子力災害対策の基本となる計画」と書いてあり、「○○」を埋めればできあがる仕組みとなっています。また右欄の「注」には、「各都道府県に關係する原子

力施設等に即して記述すること」と親切なただし書きが入っています。

島根県、愛媛県などできるだけ幅広い地域の避難計画を見ましたが、30km 圏に属する市町村を避難対象区域とする点や避難する空間線量率の基準などみんな判で押したように同じで、実効性があるかないかどころか、みんな作文・作図そのものに汲々としているのが実情です。中で滋賀県だけは独自性が見られます。独自の被曝線量シミュレーションを行い、独自の避難区域を設定し、できるだけ実効性のある「避難計画」を作成しようとしている跡がみられますが、計画作成中に担当者自体がその実効性のなさに自ら匙を投げて、計画を作文以上のものとする努力を放棄しているかに見えます。それもそのはずで、真面目に取り組めば取り組むほどその馬鹿馬鹿しさが見えてくるのもまた「放射能からの避難計画」なのです。滋賀県などはまだ住民に対して第一義的責任をとうろうとしているのですが、私の住む広島県などはその責任すら自覚していません。「国からの指示を待っている」（広島県・危機管理課）というのが現状です。表 12 は 2014 年 6 月 13 日の原子力防災会議幹事会に報告された避難計画策定進捗状況です。この表で対象とする 112 市町村（30km 圏）のうち実に 80 市町村が避難計画を策定していると報告されています。このデータも再稼働政治決定の好材料として利用されるでしょうが、中身は作文です。

表 12 関係市町村の地域防災計画・避難計画の策定状況（2014 年 5 月末時点）

	対象市町村	地域防災計画策定数	避難計画策定数	備考
泊地域	13	13	13	平成 26 年 3 月、新潟県が「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針（Ver.1）」を策定。
東通地域	5	5	5	
女川地域	7	7	0	
柏崎刈羽地域	9	9	0	
東海地域	14	13	0	
浜岡地域	11	11	0	平成 26 年 4 月、福島県が「暫定重点区域における福島原子力災害広域避難計画」を策定。
志賀地域	9	9	8	
福井エリア	23	22	23	
島根地域	6	6	6	
伊方地域	8	8	8	
玄海地域	8	8	8	
川内地域	9	9	9	
12 地域計	112	120	80	
福島地域	13	6	3	

注）福島地域は、特定原子力施設である東京電力福島第一原子力発電所があり、同発電所の周辺地域等が避難指示区域に設定されている事情に留意する必要がある。
【参照資料】首相官邸政策会議「原子力防災会議幹事会」第 3 回（2014 年 6 月 13 日）
配布資料より資料 1「関係市町村の地域防災計画・避難計画の策定状況」
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/genshiryoku_bousai/kanji/dai03/siryou.html

図 4 内閣府と消防庁が作成した「地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアル」

地域防災計画（原子力災害対策編） 作成マニュアル（市町村分）	地域防災計画（原子力災害対策編） 作成マニュアル（県分）
昭和 55 年 9 月 （平成元年 10 月一部改訂） （平成 5 年 3 月一部改訂） （平成 12 年 6 月一部改訂） （平成 24 年 12 月一部改訂） （平成 25 年 3 月一部改訂） （平成 25 年 7 月一部改訂）	昭和 55 年 9 月 （平成元年 10 月一部改訂） （平成 5 年 3 月一部改訂） （平成 12 年 6 月一部改訂） （平成 24 年 12 月一部改訂） （平成 25 年 3 月一部改訂） （平成 25 年 7 月一部改訂）
内閣府 消防庁	内閣府 消防庁

【資料典拠】内閣府 原子力災害対策担当室の所掌事務「地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアル」（県分）及び（市町村分）
http://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/syokanjimu.html#shien

図 4-2

計画	注
第 1 章 総 則 第 1 節 計画の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設）、事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合かつ計画的な原子力防災業務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。 第 2 節 計画の性格 1. ○○県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画 この計画は、○○県の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないよう、緊密に連携を図った上で作成されたものである。 県等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるように対	この計画の実効性を確保するため、計画立案の段階から専門家や県内の担当機関、担当部署等が参画し、機関部署が具体的に実施すべき事項や連携する事項等を具体的に確認、検討し作成するものとする。 各都道府県に關係する原子力施設等に即して記述すること。 原子力事業者が作成する原子力事業者防災業務計画がこの計画に抵触しないよう協議において調整を行うものとする。

各原発立地地元の人口－避難は不可能

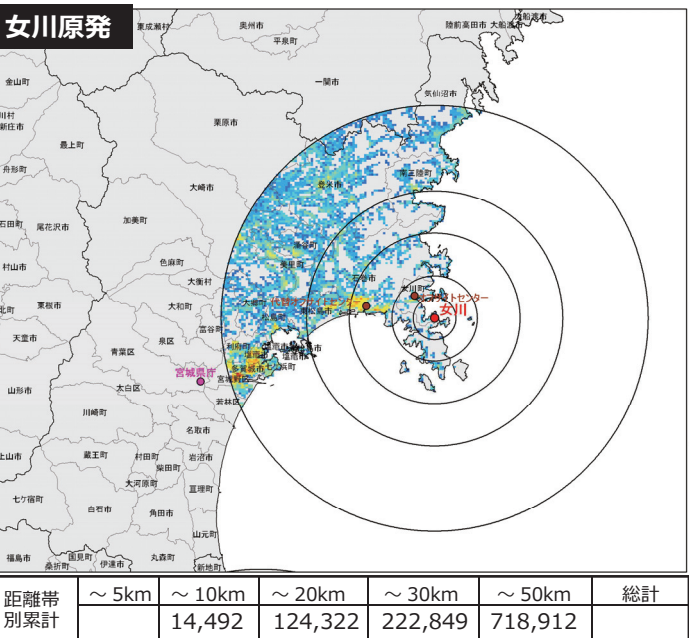
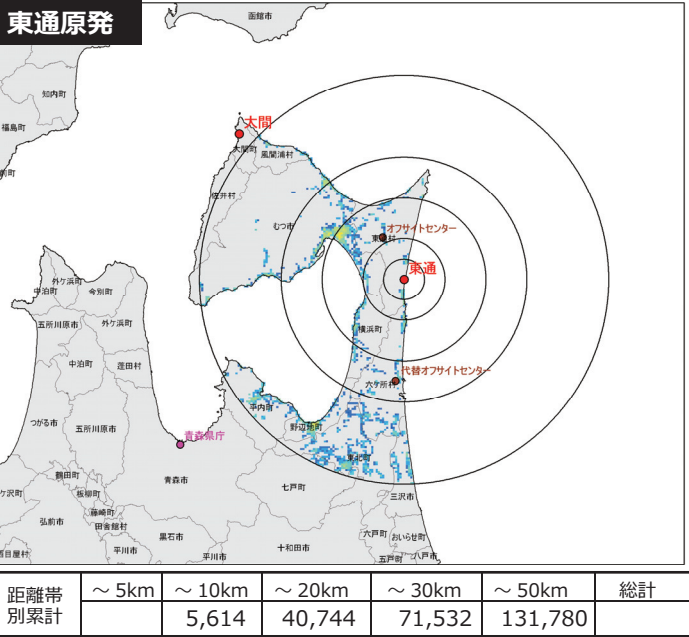
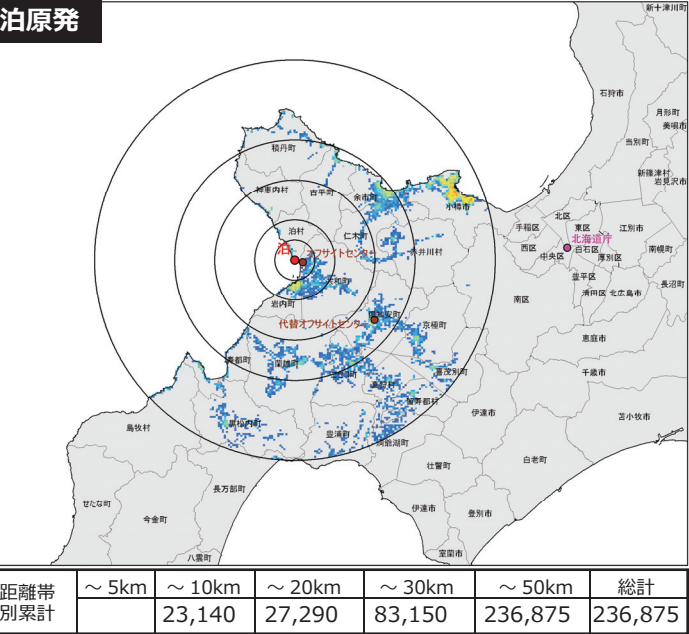
現在広域避難エリア・各道府県・各市町村が立案している避難計画は、滋賀県をのぞけば、原子力災害対策指針が指示する原子力災害重点区域（おおむね 30km 圏）です。しかし実際の避難は、そうはいきません。いわゆる UPZ（緊急時防護措置を計画する地域＝Urgent Protection Action Planning Zone。おおむね 5km から 30km）外で OIL2 の地域が必ず生ずるからです。

OIL2 は原子力災害対策指針では「初期値設定値が 20 μ Sv/h で 1 週間継続すると見られる地域」で、一時移転対象区域とされています。ところで 1 週間 20 μ Sv/h の空間線量率が継続するということは、これを決められた計算式で実効線量換算してみると、1 週間の被曝線量が 2mSv ということになります。福島原発事故の例では 30km 圏外でもこの OIL2 に相当する地域がありました。（たとえば飯館村など）原子力災害対策指針では、このことも想定して「UPZ 外の OIL2 対象地域」も措置しています。実際放射能ブルームがどこに飛ぶのかはその時の風向き次第です。規制委はおおむね 50km 圏はブルームの対象地域と想定しているようです。（実際には、後でも見るように、規制委の放射性物質拡散シミュレーションに従っても 50km 圏内などという生やさしいものではありません）その上で日本全国の原発 50km 圏内の人口を、規制委・原子力防災対策「原子力発電所周辺地域の人口データ」として、規制委 Web サイトに掲載しています。その様子が図 5（8 頁から 10 頁に掲載）です。現在避難計画は原子力災害重点地区（原発からおおむね 30km 圏）のみで考えられていますが、実際には規制委の「原子力発電所周辺地域の人口データ」で示唆しているように半径 50km 圏の避難計画が最低限ということになります。あるいは、アメリカ原子力規制委員会の規則にあるように、「原子炉から放射能が洩れれば、半径 50 マイル（約 80km）の住民の圏外避難は必須」（前アメリカ原子力規制委員会委員長・グレゴリー・ヤツコ氏。2013 年秋来広時インタビューに答えて）というところが正解なのかも知れません。

実際には 50km 圏避難が最低条件

詳しくは 8 頁から 10 頁に掲載した各原発 50km 圏人口についての規制委データを見て欲しいのですが、また東海第二原発や鹿児島県の川内原発の 50km 圏人口は先にご紹介したのですが、他の地域、たとえば女川原発（東北電力 8 頁）は、50km 圏というと仙台市を一部含むため一挙に 71 万 8912 人が、また新潟県の柏崎刈羽原発（東京電力 9 頁）では約 113 万人が、浜岡原発（中部電力 9 頁）では 30km 圏ですでに 74 万 4000 人、50km 圏となると約 213 万人が、また玄海原発（九州電力 10 頁）では、50km 圏という一部福岡市を含むため、一挙に 139 万人が、避難または一時移転の対象人数となり、どのような計画を立てても避難は不可能ということになります。まずは、図 5（8 頁から 10 頁に掲載）をご覧ください、ご自分の地域の原発を想定して、一体全体、避難が可能かどうかを考えてみて下さい。

図 5 原子力発電所周辺地域の人口データ

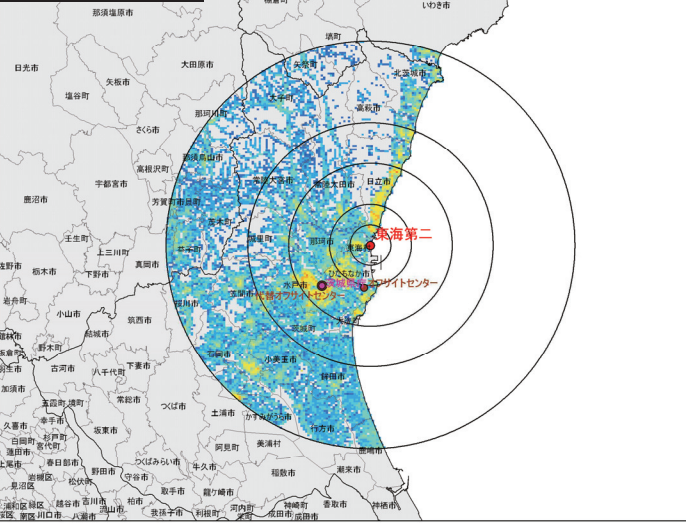


(注)

- 本データは、「平成 17 年国勢調査に関する地域メッシュ統計」(財団法人日本統計協会)を基に、原子力発電所からの距離に応じた同心円に含まれる 500 メートルメッシュ当たりの人口数を積算したものである。
- こうしたデータ算出の特性上、必ずしも実際の人口数とは一致せず、あくまで参考値として提供しているものである。

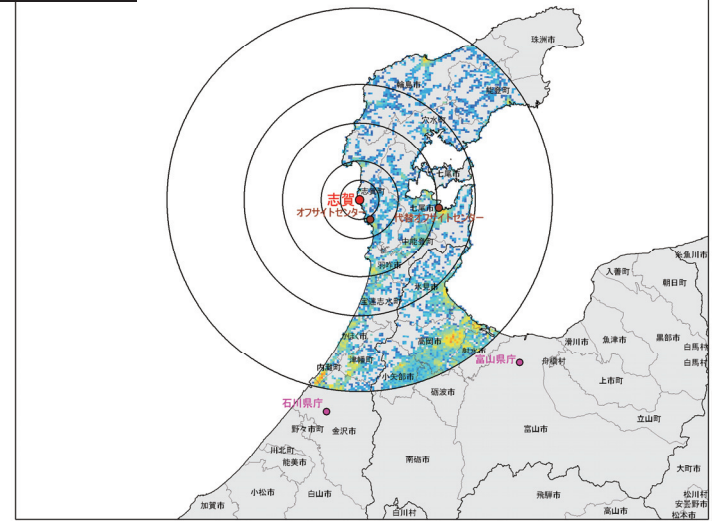
【資料典】原子力規制委員会 原子力防災対策「原子力発電所周辺地域の人口データ」<https://www.nsr.go.jp/activity/bousai/jinkou.html>

東海第二原発



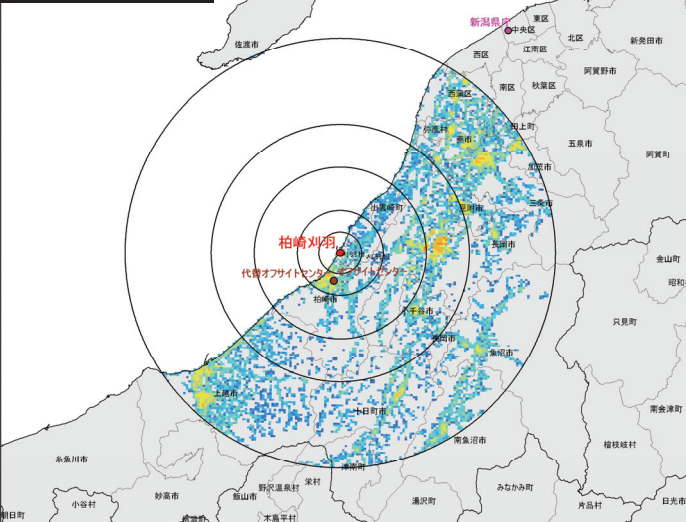
距離帯別累計	～5km	～10km	～20km	～30km	～50km	総計
		219,055	705,533	931,537	1,487,883	

志賀原発



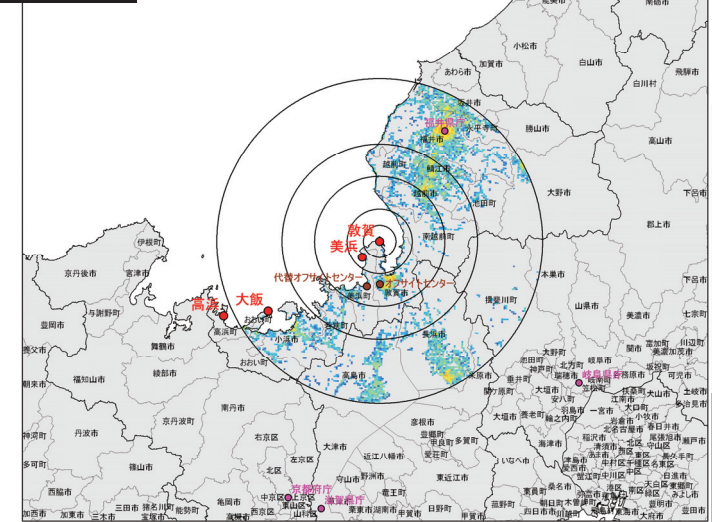
距離帯別累計	～5km	～10km	～20km	～30km	～50km	総計
		18,078	89,267	170,040	656,774	

柏崎・刈羽原発



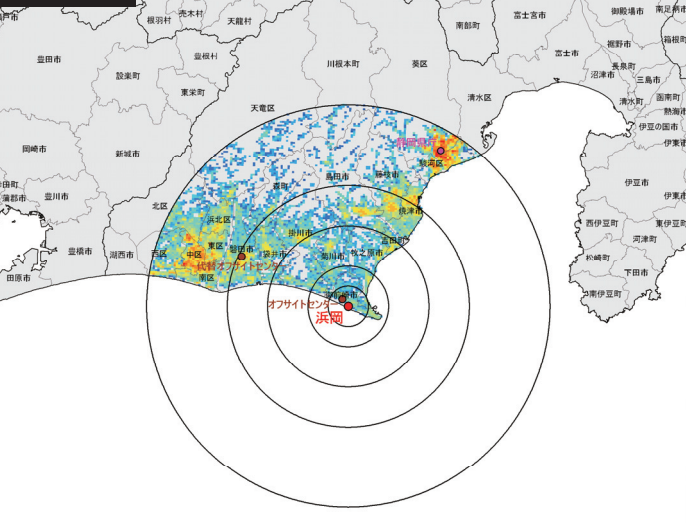
距離帯別累計	～5km	～10km	～20km	～30km	～50km	総計
		82,096	177,068	435,433	1,130,493	

敦賀原発



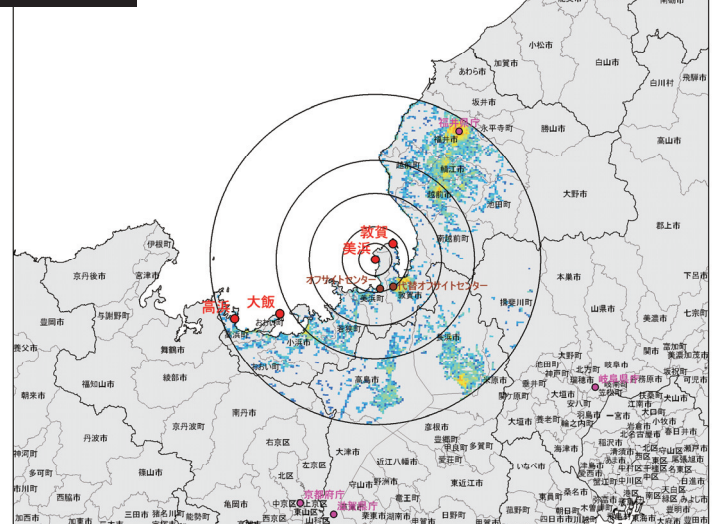
距離帯別累計	～5km	～10km	～20km	～30km	～50km	総計
		3,457	110,553	275,075	869,079	

浜岡原発



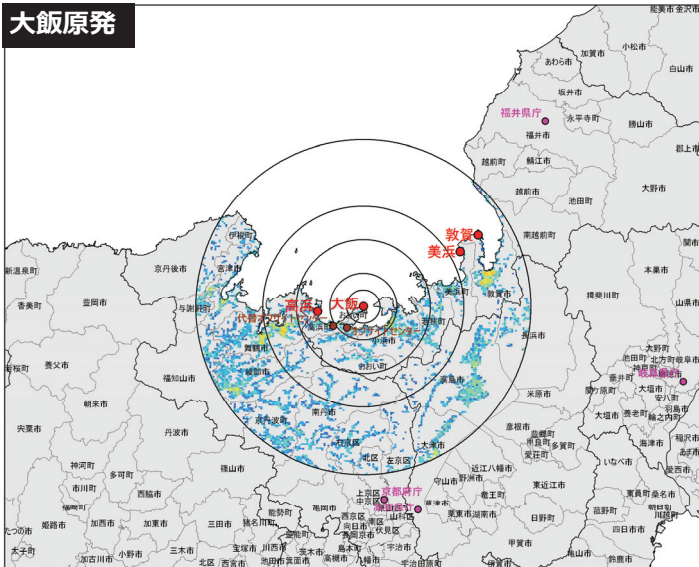
距離帯別累計	～5km	～10km	～20km	～30km	～50km	総計
		73,443	210,769	744,219	2,136,338	

美浜原発



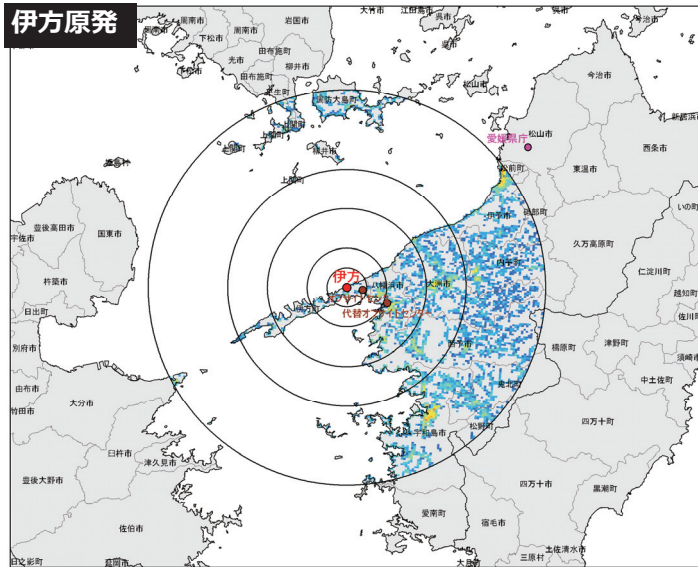
距離帯別累計	～5km	～10km	～20km	～30km	～50km	総計
		12,093	87,563	201,042	769,306	

大飯原発



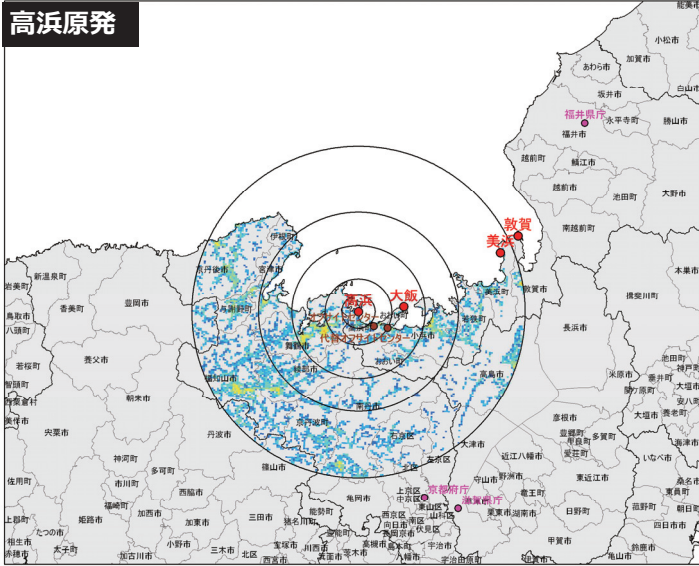
距離帯別累計	～ 5km	～ 10km	～ 20km	～ 30km	～ 50km	総計
		22,026	58,815	139,662	448,411	

伊方原発



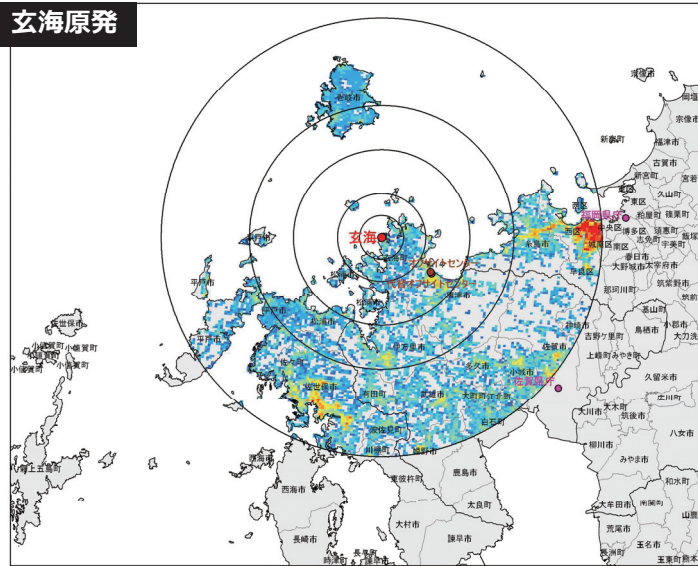
距離帯別累計	～ 5km	～ 10km	～ 20km	～ 30km	～ 50km	総計
		17,325	67,313	135,019	345,050	

高浜原発



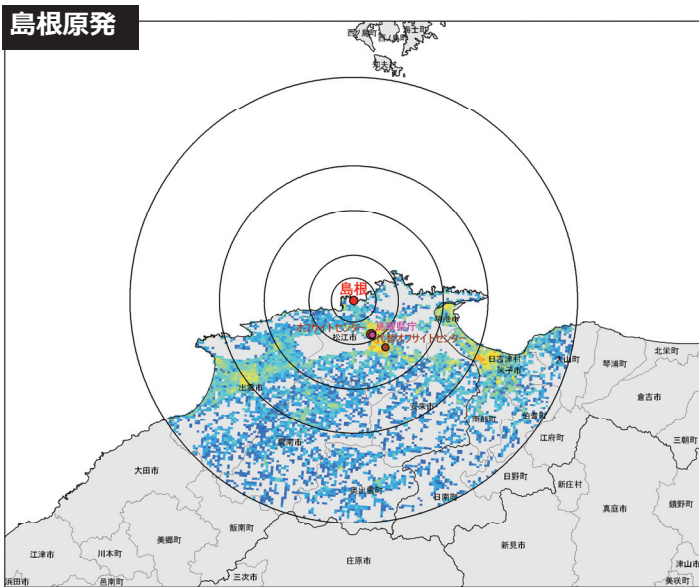
距離帯別累計	～ 5km	～ 10km	～ 20km	～ 30km	～ 50km	総計
		24,741	109,643	180,322	489,326	

玄海原発



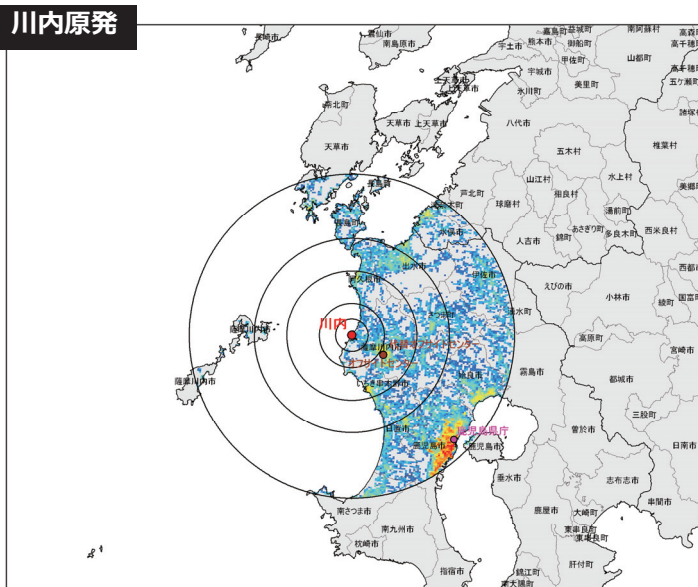
距離帯別累計	～ 5km	～ 10km	～ 20km	～ 30km	～ 50km	総計
		27,450	120,267	255,529	1,395,309	

島根原発



距離帯別累計	～ 5km	～ 10km	～ 20km	～ 30km	～ 50km	総計
		81,093	239,109	440,802	717,254	

川内原発



距離帯別累計	～ 5km	～ 10km	～ 20km	～ 30km	～ 50km	総計
		25,711	124,341	232,118	1,065,835	

福井エリア（原発銀座）広域避難計画に見る非現実性

図6は2014年6月13日に原子力防災会議幹部会（議長：安倍首相）で配布された資料3「地域防災計画・避難計画の充実に向けた取り組み状況について」と題する資料から「福井エリアにおける広域避難先地域」の頁を抜き出し、高浜原発、大飯原発、美浜原発（以上関西電力）、高速増殖炉「もんじゅ」（日本原子力研究開発機構）、敦賀原発（日本原子力発電）の位置名称を書き加えた図です。首相官邸の原子力防災会議では、おおむね30km圏（図6の小さい赤円）に住む住民が一体どこに避難するのかを明示し、一応メダタシメダタシとはなっています。

12頁図7は、原子力規制委員会が2012年12月に最終公表した、日本の各商業原発がフクシマ事故並みの苛酷事故を起こした時の「放射性物質拡散シミュレーション」から高浜、大飯、美浜、敦賀の4原発を抜き出したものです。上図は風向きによる放射能汚染図（コンタ図）です。地域によって風向きは若干違うようですが、果たして図6の避難計画図のようにスムーズな避難ができるものなのか、避難経路から見ると放射能を含んだ風の方向に避難することになるケースも見られます。

現在も日本全体は東電福島第一原発事故による「原子力緊急事態宣言中」

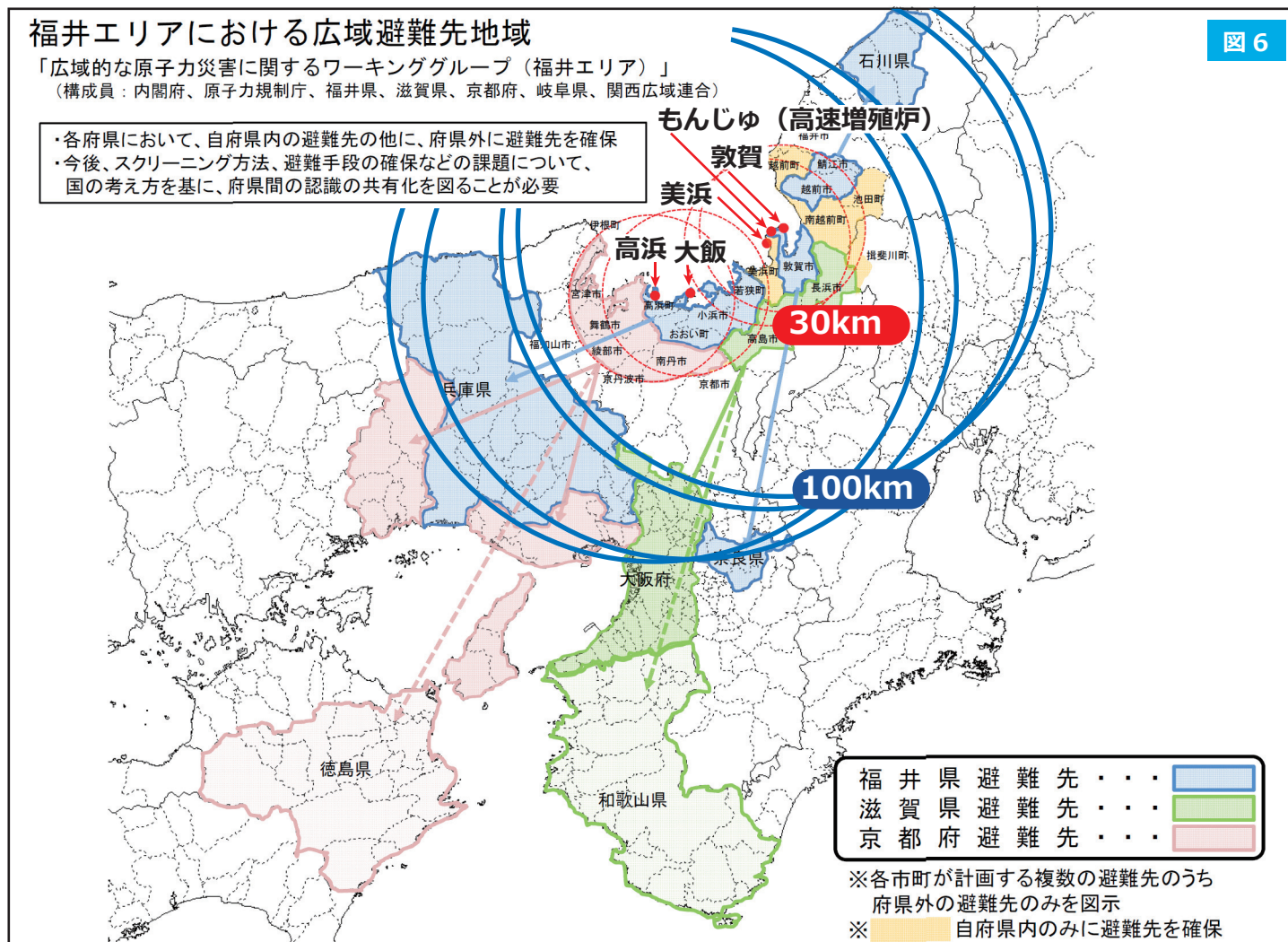
ここで若干話題を変えます。引用資料の出所は、首相官邸に設けられた「原子力防災会議」です。官邸資料によると平時（原子力緊急事態でない時）は、原子力防災会議が設置され、緊急時には「原子力災害対策本部」が首相による「原子力緊急事態宣言」によって設定されるということです。つまり平時＝原子力防災会議、緊急時＝原子力災害対策本部という対応の仕方です。（議長・

本部長はいずれも内閣総理大臣、副議長・副本部長はいずれも原子力規制委員会委員長）

すると2014年7月の現時点は、原子力災害という観点から見ると「平時」なのか「緊急時」なのかという疑問が生まれてきます。というのはこのところ発出される資料は「原子力防災会議」名の資料ばかりで、原子力災害対策本部名で発出する資料はほとんど見られないからです。

現在日本は平時なのか、それとも緊急時なのか？その答えは2011年3月に発出された「東電福島第一原発による原子力緊急事態宣言」が解除されたのかどうかによります。2014年7月23日現在「東電福島第一原発による原子力緊急事態宣言」は解除されていない、いいかえれば現在も日本は「原子力緊急事態宣言中」なのです。（念のため7月23日に規制委に問い合わせたこのことは確認済みです）すると日本はまだ「緊急時」であり、機能しなくてはならないのは「防災会議」ではなく、「災害対策本部」の筈です。でも機能しているのは「防災会議」です。どうしてこんなことが起こるのか？答えは「防災会議」と「対策本部」は常に合同会議で開催され、実質防災会議が機能して、日本は「平時」だと思いきませる、いいかえれば「福島第一原発事故による緊急事態宣言中」であることは、できるだけ表に出さない措置が講じられているということです。日本は今「平時」なのか「緊急時」なのか？答えは「緊急時」です。今なお原子力緊急事態宣言中なのですから。

話を戻します。図6の大きな青い円はいったい何か？それは各原発から100km圏を表示しています。



【参照資料】首相官邸政策会議「原子力防災会議幹部会」第3回（2014年6月13日）配布資料より参考3「地域防災計画・避難計画等の充実に向けた取組状況について（平成25年12月20日原子力防災会議資料）」http://www.kantei.go.jp/jp/singi/genshiryoku_bousai/kanji/dai03/sankou3.pdf

各原発 100km 圏でも避難レベルの被曝

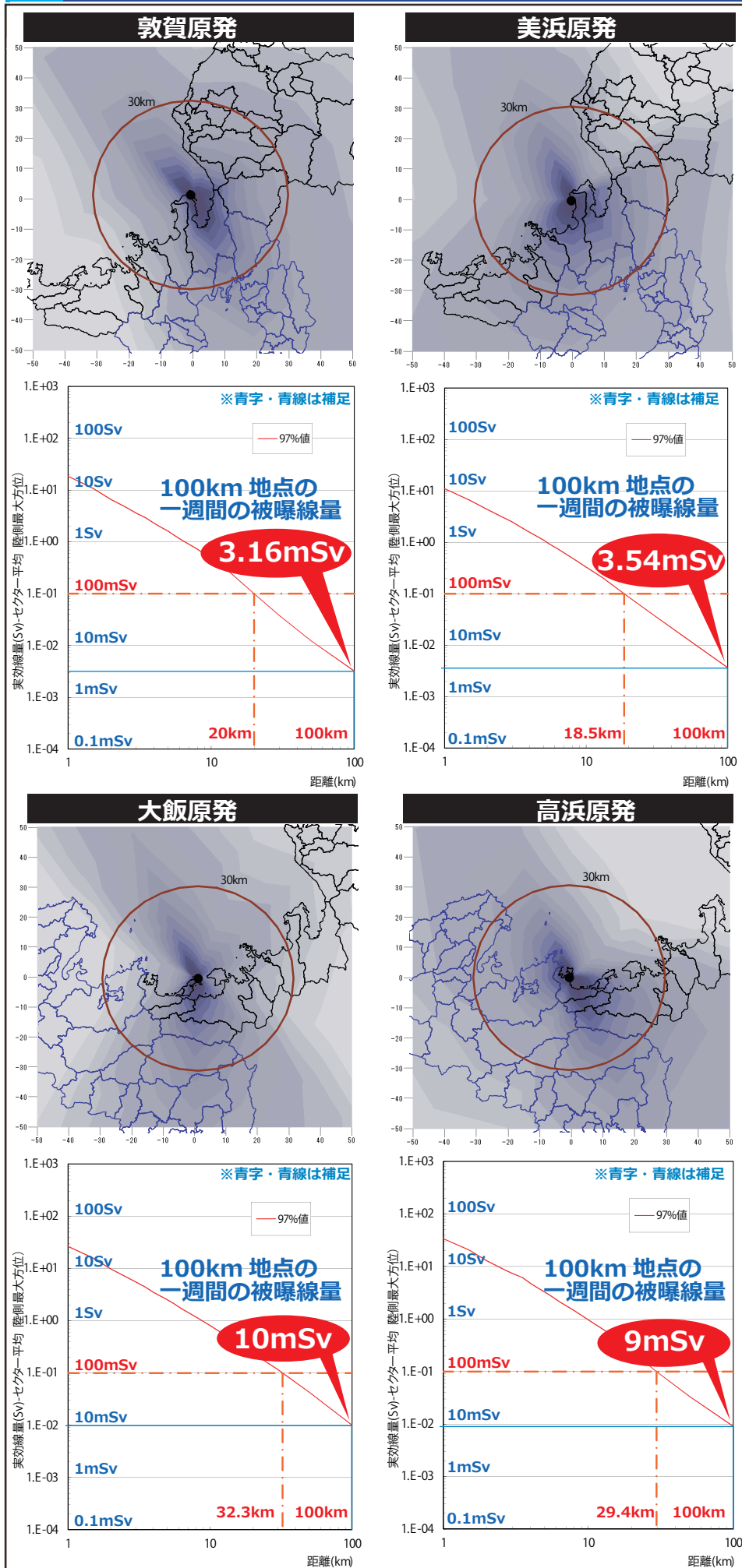
100km 圏の青い円は原資料になく、こちらで書き入れたものです。なぜこのことが重要なのかというと、規制委の放射性物質拡散シミュレーションによれば、100km 地点でも本来避難対象となる高い被曝を被る可能性があることがグラフから読み取れるからです。図 7 の敦賀原発を見て下さい。下段のグラフは距離による予想被曝線量グラフです。敦賀原発では 100km 地点では 1 週間の予測被曝線量は 3.16mSv です。これは空間線量率に換算すると約 30 μ Sv/h となります。完全に原子力災害対策指針で指示する「UPZ 外の OIL2」、すなわち一時移転という名の避難をしなければならないレベルとなります。同様に美浜原発では 100km 地点で 3.54mSv(空間線量率では 35 から 36 μ Sv/h)、敷地内に抱える放射性物質の量が敦賀、美浜に比べてはるかに多い大飯原発では 100km 地点の予測被曝線量は 10mSv(約 100 μ Sv/h)、同様に高浜原発では 100km 地点で 9mSv(約 90 μ Sv/h) と、とんでもない数字が予測されています。11 頁の図 6 を見ておわかりのように、福井エリア広域地域から 100km 圏内といえ、大阪市の北半分、神戸市の全体がすっぽり含まれてしまい、避難すべき人間の数は 1000 万人のオーダーをはるかに越えることになります。また関西の水圏「琵琶湖」は完全に汚染されることになります。

こうしたことから考えて、実際に事故が起これば図 6 で「原子力防災会議」が想定するように、30km 圏内の住民だけが粛々と避難して、30km 圏外の住民は避難しない、と考える方がよほどどうかしているのだとわかります。つまり、30km 圏を対象とした現在の避難計画の枠組みそのものが、全く現実性のない机上の空論なのだということが納得されるでしょう。

フクシマの避難基準と比べると

しかもこの避難基準にはもう一つ根本的な問題を抱えています。フクシマ事故の時の避難基準は、年間予測線量で 20mSv でした。ところが今回の原子力災害対策指針では、それよりはるかに高い被曝線量を避難基準としているのです。たとえば、図 7 で、100km 地点での 1 週間での被曝線量は敦賀で 3.16mSv、美浜で 3.54mSv、大飯で 10mSv、高浜で 9mSv でした。1 年間の予測被曝線量に換算すると…それぞれ 1 年間 52 週をかけて見て下さい。チェルノブイリ事故に比べると苛酷といわれたフクシマ事故の避難基準が霞んで見えるほど苛酷な被曝強制基準が、今回原子力災害対策指針が採用している避難基準なのです。

図 7 福島原発事故並みの苛酷事故時想定 放射性物質拡散シミュレーション



【参照資料】原子力規制委員会「放射性物質拡散シミュレーション」
http://www.nsr.go.jp/activity/bousai/data/kakusan_simulation1.pdf

悲惨で非人間的な原発事故による放射能避難 －実際のフクシマ避難はどうだったか？

それでは、実際の原発苛酷事故避難はどうだったのか？それを見てもいいでしょう。図8は、フクシマ原発事故で警戒区域（原発から20km圏で事故直後の分類。現在は、避難区域は、帰還困難区域、居住制限区域、避難解除準備区域の3つのカテゴリーに分類されている）などから避難した人たちの、実際の避難の実態を調査研究した報告を伝える朝日新聞の記事です。

この研究は文部科学省の委託研究で、東大の関谷直也特任准教授（防災研究者で東大大学院情報学環総合防災情報研究センター所属）と名古屋大学の廣井悠准教授（防災研究者で名古屋大学減災連携研究センター所属）のお2人が共同研究調査したものです。

現在インターネットでこの研究全体が公表されていないようなので、一応朝日新聞の記事に沿って見てみることにしましょう。

戻りたくても戻れない －放射能避難の特長

事故から1年後の2012年3月に避難した住民4万1754人に調査票を送って1万82人から回答を得たといいますからかなり信頼のおける調査だということになります。

1万82人の人たちは、1人あたり平均4回も避難しており、しかも避難のたびに避難距離が長くなるといいます。すなわち1回目の避難距離が57km、2回目81km、3回目102km、4回目112kmです。避難のたびに放射能の危険に対する理解を深め、より遠くに逃げることを決意したことが窺えます。また平均の避難距離は273kmといいます。避難先は最初は子どもや親類の家や避難所だったが、避難を重ねるうちに民間賃貸住宅、公営住宅、ホテルや旅館などが増えていくそうです。短い間なら家族・親戚のうちに身を寄せるが、避難期間が長くなるにつれ、気兼ねのない一般賃貸住宅やホテル・旅館を選んでいく実態を物語っています。またホテルや旅館暮らしでは費用もかかる上に気持ちも落ち着かない、借り物の生活とならざるを得ず、不安定な精神状態が続くだろうことが想像できます。これが自然災害による避難ならば、現場の状況が落ちつき次第、住み慣れた土地に帰ることも選択肢として選べますが、放射能汚染による避難であつてみれば、なかなか住み慣れた土地に帰還するわけにも行かず、かといって避難の浮き草生活を続けるわけにもいかず、結局はチェルノブイリ事故でも多くの人たちが選択したように、避難から移住という選択をする人も多くなるだろうと予想されます。

同居家族の42%までが 離散

また、避難の回数を重ねるごとに避難所生活をする人が減っていくのは、避難所がどんな形にしろ非人間的な生活を強いられ、そのことが苦痛であることを意味するのではないかと思います。実際に、愛媛県の避難計画では、各地の体育館や公民館を避難先として手当てしていますが、その際1人あたりの居住面積が2平米という状況では、本当は避難先の名にも値しないのではと思います。長期間人、が暮らせる状況ではありません。やはりチェルノブイリ事故でロシア政府やウクライナ政府が実施し

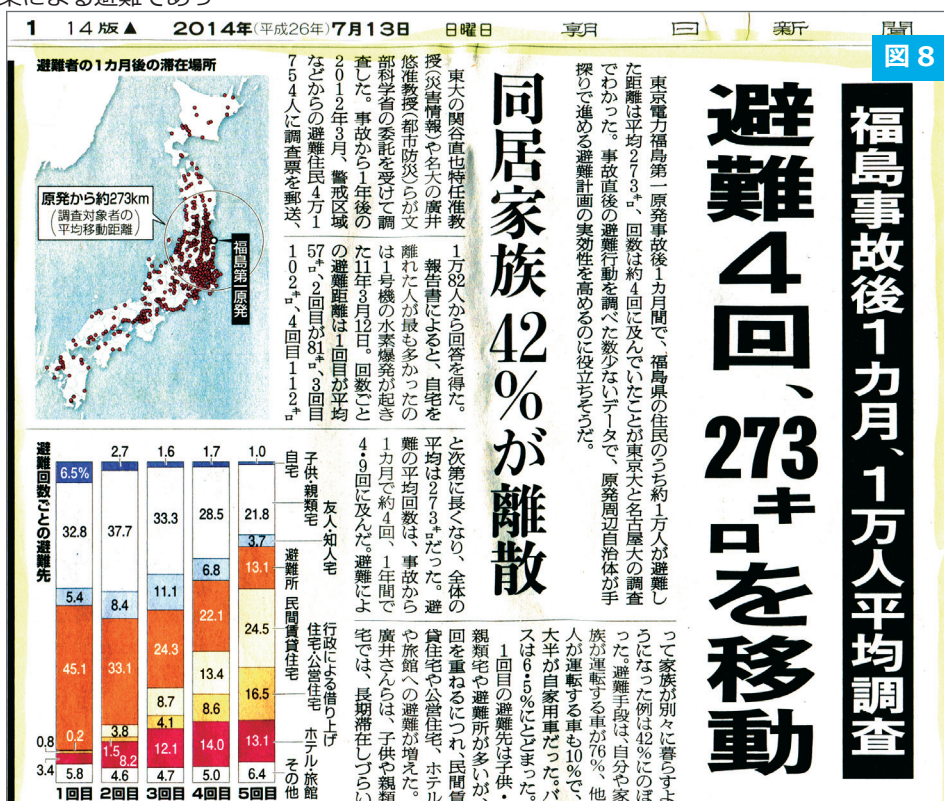
たように、政府が本格的なアパートや住宅を用意して無料で提供することが必要なのだと思います。その点日本政府は無責任で、すべて東電に押しつけてしらん顔を決め込んでいる点は問題だと思います。しかもそうやって無料で本格的な住宅を提供できたとしても、それまで培ってきた地域社会の人間関係はズタズタに断ち切られたままであり、人間らしい生活を送る基盤を喪失したままとなります。実際にこの朝日新聞の記事によっても避難（実際には移住が相当出ているのだと思いますが）生活によって、同居家族の42%が離散している、という結果が出ているといえます。

憲法25条違反の放射能避難

前述のように、実効性があるうがなかりながら、原子力災害対策指針が義務づける原発苛酷事故に備えての「避難計画」はそれ自体憲法違反ですが、こうしてみると原発事故による実際の避難生活も、福井地裁判決を踏まえれば完全な憲法違反であることが明らかになっていると私は思います。

原発事故による放射能避難には、他の自然災害による避難と際だって異なる特長があります。それは、自然災害による避難は避けようがないが、原発事故による避難は避けようと思えば避けられるという点です。さらに避難計画を策定させて放射能避難を国民に強いることは「国はすべての生活部面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とする憲法第25条違反を犯しているといわざるを得ません。何が何でも原発を再稼働させたい、この不合理な政策が憲法違反を犯させているのです。同時に原発事故からの避難計画を推進すること自体、原発の存在を事実上追認することになる、と強く思わざるをえません。

わかりやすく言えば、たかが原発のために、なぜ私たちが、私たち生活者が、避難しなければならないのか、そしてたかが原発のために、なぜ私たちが基本的人権を放棄しなくてはならないのか、こんなバカなことは、もうやめにしましょう。



現在日本は福島第一原子力発電所事故による 「原子力緊急事態宣言」下にあります

(2011年3月11日19 : 03発令)



There is no safe dose of radiation

過去チラシも是非ご参考にしてください

http://www.inaco.co.jp/hiroshima_2_demo/